

F M C だより

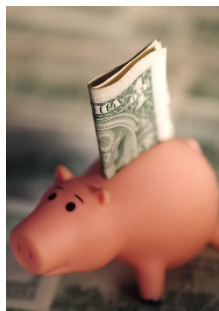
8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でいろいろなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



消費税の簡易課税制度 みなし仕入率の改正

平成26年度税制改正により、簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。これは原則として、平成27年4月1日以後に開始する消費税の納税計算期間（課税期間）から適用されます。

改正の内容

消費税の納税義務者である場合、納めるべき消費税の計算方法は、大きく二通りあります。一つは、預かった消費税の合計額から支払った消費税の合計額（仕入控除税額）を差引く方法です。もう一つはこの仕入控除税額について、預かった消費税の合計額に『みなし仕入率』という割合を乗じて計算した金額とする方法（簡易課税制度）です。この簡易課税制度は、消費税の課税期間の前々事業年度（個人事業者の場合は前々年）の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、この制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者が適用できます。

平成26年度税制改正により、この簡易課税制度の『みなし仕入率』が次のように見直されました。

事業の種類		みなし仕入率	
		改正前	改正後
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業（製造小売業を除く）	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業（これらの事業のうち、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業を除く）	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業（上記加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業を含む）	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	
	不動産業		40% (第六種)

たとえば自己所有の商用ビルを賃貸している場合は、不動産業として消費税が課税されます。この場合、簡易課税制度を適用していると、納税額は預かった消費税の5割から6割へと増え、これまでよりも2割負担が増します。改めて、改正の内容や改正の影響を受ける場合の負担増について、確認しましょう。

登場人物
F社 経理部長 古門部長
F社 顧問税理士 顧問税理士

負担は2割増し

古門部長：不動産業のみなし仕入率、改正でなりましたか。

顧問税理士：消費税の簡易課税の話ですね。

古門部長：改正後のみなし仕入率は、40%になります。

顧問税理士：はい。

古門部長：じゃあ、50%から40%減るのですね。

顧問税理士：はい。

古門部長：えー、2割も！

顧問税理士：そうですね。これまでと比べて、納税は2割増えることになります。

古門部長：10%÷50%ですから。



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税改正の内容と適用のポイント



マイホームを取得するための金銭贈与について、一定の金額まで贈与税が課税されない制度（以下、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度）が平成27年度税制改正により見直されましたが、その内容とこの制度を適用する際のポイントを教えてください。



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度について、平成27年度税制改正における改正の主な内容と、この制度を適用する際のポイントは次のとおりです。

改正の主な内容

○非課税枠の改正

課税されない金額（以下、非課税枠）は、改正により下表のとおりとなりました。

○適用期限の延長

この制度の適用期限は、平成27年1月1日から平成31年6月30日までとなりました。

適用する際のポイント

ポイントを3つに絞って、お伝えします。

○贈与者と受贈者の関係

贈与者は、受贈者からみて直系尊属にあたる方（父母、祖父母等）です。

【誤りやすいケース】

- × 配偶者の両親からの金銭贈与（養子縁組をしている場合を除く）

○贈与の対象資産

贈与の対象は、住宅用家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭です。

【誤りやすいケース】

- × 家屋そのものの贈与
- × 土地だけの取得のための金銭贈与

○非課税枠の見方

改正前は贈与年分で非課税枠を判断していましたが、改正後は住宅用家屋に係る契約の締結日で判断します。

【誤りやすいケース】

- × 贈与日で非課税枠を判断
- × 個人間売買の中古住宅で消費税がかからなかったのに、下表2を適用

なお、適用の要件はこれらですべて網羅されておりません。適用をご検討の際には、必ず事前に私どもにご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【改正後の非課税枠】

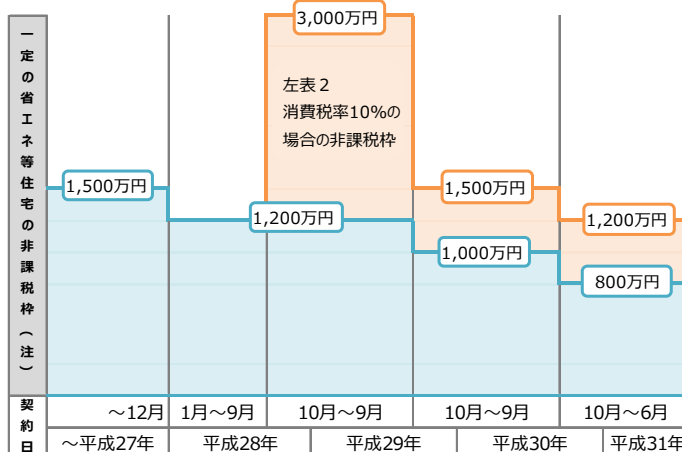
受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成28年9月30日までの契約締結日は控除しません。

1 下表2以外の場合

住宅用の家屋の種類	一定の省エネ等住宅	左記以外の住宅
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日		
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月1日から 29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用の家屋の種類	一定の省エネ等住宅	左記以外の住宅
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日		
平成28年10月1日から 29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	1,200万円	700万円



（注）一定の省エネ等住宅以外の住宅の非課税枠は、上記非課税枠より各500万円減。



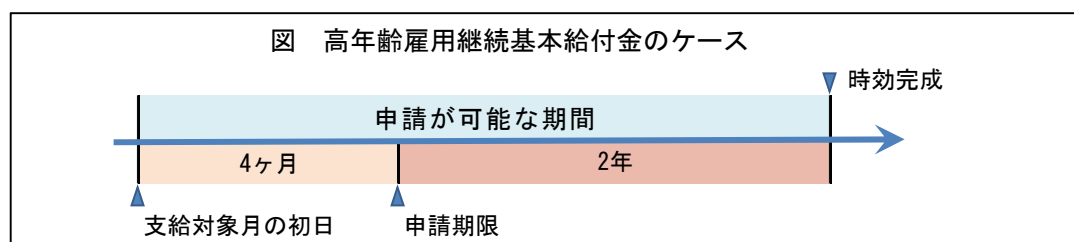
雇用保険の各給付金支給申請が 2年の時効期間内であれば 申請可能に



雇用保険には、失業した際に支給される失業等給付をはじめとして様々な給付がありますが、今年4月よりこうした給付金の支給申請期間の取扱いが変更となりました。

変更となった申請期間

従来は雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために、申請期限が厳格に運用されており、申請期限に遅れた場合には原則として給付金が支給されないことになっていました。今回、この取扱いが変更され、申請期限までに申請するという原則は維持しながらも、4月より申請期限が過ぎた場合であっても、時効が完成するまでの期間（2年間）においては申請が可能となりました。比較的利用対象者が多い、高年齢雇用継続基本給付金のケースを例として取り上げてみると、以下のとおりです。申請期限を過ぎても、2年の間、支給申請が可能となります。



対象となる給付

今回の取扱いの対象となるのは、雇用保険の各給付のうち、未支給等失業等給付、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金の14種類となります。これらのうち、主な給付の申請期限と時効の考え方を、下表のとおりまとめました。

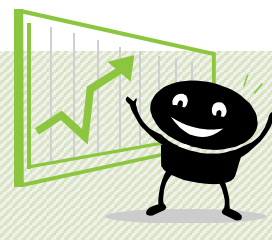
表 主な給付の申請期限と時効の考え方

給付名称	申請期限	時効の起算点と終点
再就職手当	1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内	1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して2年を経過する日
一般教育訓練に係る教育訓練給付金	受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内	受講修了日の翌日から起算して2年を経過する日
高年齢雇用継続基本給付金	支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内	支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日
育児休業給付金	ハローワークの通知する支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日	支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日

申請期限内に支給申請が行われない場合は、通常より各給付金の支給が遅くなったり、雇用保険の他の給付金を返還しなければならない場合もあります。今回このような取扱いが認められましたが、申請はあくまで申請期限内に行うように心掛けましょう。



自社の技術やノウハウを どのように引き継ぐか



企業の将来を考えると、自社固有の技術やノウハウ等を中堅・若手社員に引き継いでいくことが欠かせません。若年労働者数の減少が進む中で、どのような取組が行われているのでしょうか。ここでは今年3月に発表された調査結果（※）から、事業所における技能継承の実態をみていきます。

8割超が技能継承に取り組む

上記調査結果から技能継承の取組を行っている事業所は全体の83.8%で、前回調査より3.8ポイント増加しました。業種別にみると、製造業と建設業、学術研究、専門・技術サービス業の3業種が90%を超えています。全体的には80%台の業種が多く、もっとも低かった運輸業、郵便業でも75.7%が技能継承に取り組んでいます。

技能継承の具体策は

業種別に取組割合の高い技能継承の方法で、上位3つに入ったものをまとめると、下表のとおりです。多くの業種で、退職者の一部を

再雇用して指導者とするやり方をはじめ、新卒や中途採用を増やすといった取組が多くなっています。ほかにも、契約社員や派遣社員、外注の活用をしている業種もみられます。

ここで紹介した取組以外では、高度な技術やノウハウが不要のように仕事のやり方を変更する取組や、伝承すべき技能やノウハウを絞り込んで伝える取組も行われています。

自社技術やノウハウの継承方法は業種や規模によってもさまざまですが、技術やノウハウを持った社員が退職するまでという、時間との勝負という面もあります。企業として、きちんと継承できるように、取り組んでいくことが必要です。

技能継承の取組状況別事業所割合（複数回答・%）

	退職者の中から必要な者を選抜して雇用延長、嘱託による再雇用を行い、指導者として活用している	新規学卒者の採用を増やしている	中途採用を増やしている	不足している技能を補うために契約社員、派遣社員を活用している	事業所外への外注を活用している	技能継承のための特別な教育訓練により、若年・中堅層に対する技能・ノウハウ等を伝承している	退職予定者の伝承すべき技能・ノウハウ等を文書化、データベース化、マニュアル化している
総数	47.1	29.0	39.5	20.0	14.2	21.4	18.6
建設業	60.2	46.6	50.2	23.6	22.0	31.1	16.3
製造業	55.6	29.3	31.3	18.1	17.2	27.1	26.9
電気・ガス・熱供給・水道業	39.8	8.3	7.7	8.5	10.3	76.6	33.0
情報通信業	27.6	34.6	34.5	38.8	40.1	18.5	24.8
運輸業、郵便業	56.3	22.3	44.2	19.0	11.6	20.0	7.9
卸売業	57.7	29.0	34.1	17.1	8.9	18.1	20.1
小売業	36.9	30.2	41.0	17.1	6.3	18.0	13.4
金融業、保険業	46.7	13.3	23.1	22.4	4.3	11.9	19.4
不動産業、物品賃貸業	41.3	35.9	45.2	21.2	12.4	13.1	19.8
学術研究、専門・技術サービス業	52.2	38.3	41.0	27.0	31.2	23.9	29.4
宿泊業	37.1	40.5	47.4	34.2	11.4	9.3	12.8
飲食サービス業	31.0	33.5	43.8	12.5	2.4	14.1	16.7
生活関連サービス業、娯楽業	39.8	24.8	39.0	22.7	12.0	16.8	13.3
教育、学習支援業	43.5	40.1	36.9	17.5	9.8	27.7	27.6
サービス業（他に分類されないもの）	45.4	17.0	48.3	22.6	23.2	22.8	14.9

厚生労働省「平成26年度能力開発基本調査」より作成

（※）厚生労働省「平成26年度能力開発基本調査」

常用労働者30人以上を雇用している全国の民営企業および事業所から約7,000の企業や事業所を抽出して行われた調査です。詳細は厚生労働省の次のページからご確認ください。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html>



企業のIT投資の実態



企業がIT投資を行う目的はさまざまですが、その投資の効果はどうだったのでしょうか。また投資の評価を行っている企業はどのくらいあるのでしょうか。ここでは平成27年6月に経済産業省から発表された調査結果（※）から、企業のIT投資の実態に関するデータをご紹介します。

意図して行ったIT投資の種類

上記調査結果から、企業が当初から意図して実施したIT投資の種類と、その割合をまとめると以下のとおりです。

当初から意図して実施したIT投資の種類とその割合（％）

業務革新、業務効率化	94.4
リスク対応、セキュリティ対策	91.0
ITインフラの強化	89.5
従業員の満足度向上、職場活性化	74.5
法令などへの対応	70.3
売上又は収益改善	66.4
顧客満足度の向上、新規顧客の開拓	58.7
その他の効果	54.9

経済産業省「平成26年情報処理実態調査」より作成

IT投資の種類では、「業務革新、業務効率化」が94.4％、次いで「リスク対応、セキュリティ対策」が91.0％となりました。また70％以上となったのは、「ITインフラの強化」、「従業員の満足度向上、職場活性化」、「法令などへの対応」でした。企業の内部的な問題点や不満点、不安点などを改善・解消するために、IT投資を行う割合が高くなっていることがわかります。

IT投資の効果は？

次に当初から意図して実施したIT投資の効果を見ると、右上のとおりです。

どの項目も「実際の効果があった」と「どちらかといえばあった」を合計すると、90％

以上で効果があったことになります。ただし「実際の効果があった」という割合をみると、「ITインフラの強化」が61.4％で最も高くなりました。次いで「リスク対応、セキュリティ対策」も60％を超えています。その他、「法令などへの対応」、「業務革新、業務効率化」も50％を超えました。

当初から意図して実施したIT投資の効果（％）

	実際の効果があった	どちらかといえばあった
ITインフラの強化	61.4	36.4
リスク対応、セキュリティ対策	60.2	37.9
法令などへの対応	57.0	39.4
業務革新、業務効率化	53.7	43.0
その他の効果	41.2	52.8
従業員の満足度向上、職場活性化	37.7	55.3
売上又は収益改善	37.1	54.3
顧客満足度の向上、新規顧客の開拓	37.0	54.3

経済産業省「平成26年情報処理実態調査」より作成

効果を計るには評価が必要

IT投資の効果計るためには、投資の評価を行わなくてはなりません。上記調査の回答企業のうち、IT投資評価を行っている企業の割合は、回答企業の35.0％にとどまっています。この結果をみる限り、投資評価を実際に行っている企業は多くないといえます。

ITの導入目的を明確にするのは当然ですが、導入してみた結果、当初の目的が果たされているのかどうかを、きちんと検証することが欠かせません。

（※）経済産業省「平成26年情報処理実態調査（結果概要）」

日本標準産業分類に準拠した26業種、資本金3,000万円以上及び総従業員50人以上の民間事業者11,730事業者に対して実施した調査です。回収企業数は5,222、回収率は44.5％です。詳細は次のURLのページで確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/result-2/h26jyojisu.html>

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2015年 8 月

お仕事備忘録

1. 個人事業者の税金の納付

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

3. 賞与所得税の納付

4. 夏季休暇にまつわる諸業務

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。
納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。
また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例 ・ 個人事業税（第1期分） ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

4. 夏季休暇にまつわる諸業務

今回は、夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆福利厚生管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

また、秋の衣替えの時期にそなえて、事業服や作業服などを配布している企業は、在庫の確認をし、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・ なるべく早く送ること
- ・ 葉書でも充分
- ・ お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・ 「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具



2015.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	
4	火	先勝	
5	水	友引	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	立秋
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	友引	
12	水	先負	
13	木	仏滅	
14	金	先勝	
15	土	友引	
16	日	先負	
17	月	仏滅	
18	火	大安	
19	水	赤口	
20	木	先勝	
21	金	友引	
22	土	先負	
23	日	仏滅	処暑
24	月	大安	
25	火	赤口	
26	水	先勝	
27	木	友引	
28	金	先負	
29	土	仏滅	
30	日	大安	
31	月	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで